

【質疑応答】

《損害賠償請求控訴事件の和解をすることについて》

質問：この事案については、一審判決で市側に法的責任はないのだということで、賠償責任がなかった。だから今回和解に至っても、大枠では変化はないと思っていたが、当初から市長はいろいろな反省点があると、道義的責任があるということで、今回賠償ではないけど、和解金として48万9,500円市から払うという形になった。この和解金の主旨を説明してほしい。

野田市長：これは裁判に係る印紙代相当額で48万9,500円ということで、支払うことが和解の条件になっています。そのことから今回議案として、議会の承認をいただきたいということで、提案しました。

質問：つまり市に法的責任は無いが、反省として今後の行政にどのように活かしていくのか。裁判を起こされたことに対しても、遺族の方に敬意を表して、印紙代相当分はお支払しますよと、そういう意味でよろしいか。

野田市長：そうです。裁判所の方から、和解として提案されたもので「この裁判が地域住民の命を守る行政としてのあり方を考える碑（いしぶみ）として、将来のために建設的な事実を残したい」という裁判官の意向がありましたので、我々としてもその意向を受け入れ、原告の方ともいろいろ協議をして、最終的にこういう形になりました。原告におかれましても、家族を失って、その憤りとか、悔しさ、悲しみというものを、裁判を通してしか表すことができなかつたのではないかと強く感じています。その費用の一部をご負担させていただくということです。敬意を表してという先程の言葉がありましたが、そのように受け止めても結構ではないかなと思います。

質問：45ページの和解案のところで、3段落目に「津波の犠牲となったことについて、行政としての責任を認め」とあるが、行政としてはどのような責任があったのか、具体的にどのような形になったのか。

野田市長：そこに書いてあるとおりでと思いますが。大震災の時からずっと言って来たことですが、やっぱり「防災センター」という名前です。公的な施設を建設する場合に、その場所。それから名称、これについてはよく考えながら建てるべきだし、名称もつけていかなければならないと思います。それから二つ目は、避難訓練です。避難の誘導、あるいは避難場所の指定。こうしたものについても、きちんと誤解がないように地域の皆様方、市民の皆さんにお伝えしていく。特にそういった誤解されるような場所については、きちんと避難場所ではないのだということを、合わせて強調していくべきだということが、今回の反省点です。

質問：一部、住民の方に避難場所であるという誤解を招かせてしまったというのが、行政の責任だということか。

野田市長：行政の責任というか、行政として住民の命を守らなければならない立場として、可能な限り対応すべきだという前提の中で、想定できる事柄について、きちんと対応していくということが我々に課せられた責務だろうと思っています。そういった点で、反省すべき点として教訓としていくというわけで、それは我々行政として、今後も引き続きそういった課題、あるいは教訓となるべきものについては、きちんと対応していく。これはまさに裁判官がおっしゃった碑だと思いますし、次の世代の皆さんに、こうした教訓をきちんと伝えていく。これが我々に課せられた行政としての責任だろうと思っています。

質問：訴訟の中での和解ということによろしいか。原告の方が訴訟を取り下げて、裁判と関係ない場所で交渉して和解ということではない。

野田市長：裁判を通してです。

質問：行政責任に関して、和解調書の中に改めて行政責任が記載されるということについて、どのように考えているか。

野田市長：以前から話しているとおおり、行政としての責任は認めています。それはさっきもお話ししたとおおり、住民の命を守るべく最善の対応を取るのが我々の責務だと思っているので、そういった点でたくさんの方が犠牲になっているという事実。行政として、もしあその場所に防災センターを建てていなかったならば、あるいは「防災センター」という名前でなかったのならば、もしかしたら一人でも二人でも多くの人を救えたのかも知れない。あるいは避難誘導において、きちんと「そこは避難場所ではない」ということを、広く・強く訴えていけば、もしかしたら助かった命もあったのかもしれない。そういうことを考えると、私としては行政の責任が無いとは言えません。ただこれはもしかしたら、もしそうであればということなので。それを我々としては教訓として、きちんと反省を踏まえて、その対応をしていく。将来にわたって、二度とこうした悲劇を起こさない行政としての在り方を追求していくということにつきるだろうと思っています。その点について重く受け止めさせていただきたいと思います。

質問：資料の46ページに【裁判所の所見】で、1番の行政責任ということについての①・②・③と裁判所として、問題点を指摘したところ。これについて市としては行政の責任であると、問題点であったと受け止めているという捉え方でよろしいか。

野田市長：はい。それで結構です。

質問：今回の和解案が正式に合意されることによって、新たに市としてなにか取り組む体制など考えているのか。

野田市長：私たちとしてはですね、鶴住居の防災センターでたくさんの方が犠牲になったということを踏まえて、調査委員会も立ち上げて、岩手大学の齋藤先生が委員長になられて、その報告書を出されました。その報告書の中には行政としての責任が重いという指摘がありましたので。それを受けて、私たちはさっきも言ったとおおり、その教訓・反省を生かして、行政としてやるべき事柄を取りまとめて、これは市民の皆さんにも広報を通じてお伝えしてきたところです。まだまだ不十分なところもありますが、例えばこの調査結果報告を受けて、「職員の危機管理意識の向上に努めます」と。それから「組織としての危機管理体制の強化に努めます」。それから「避難場所・避難行動としてのあり方、災害の備えに関する市民への周知・啓発」を行います。4番目として「追悼慰霊碑の建立」を行います。これはメモリアルパークのことです。それと、「市・住民組織・市民の三者が一体となって災害意識の醸成を誓い合う『防災市民憲章』の制定」を行いますということで、5つの項目を平成25年の調査委員会の報告が出された後に、市民の皆様に広報を通じて伝えてきました。そのとおおり今実施しているところです。まだまだその目標に達していない部分もありますが、約束したもののなので、引き続き必ずこれは実現していこうと思います。

質問：今の関連で、メモリアルパーク、それに伴う伝承施設、それから防災市民憲章。何よりも市の職員全員の皆さんが、防災士の資格を取得する。防災に特化した、津波避難に特化した訓練。そういったところで、まだ市長が足りないと感じたところはどんなところなのか。

野田市長：まず市の職員の危機意識の醸成というところについて、あの3.11当時を経験した多くの職員がいますが、やはり年ごとに変わって新しい職員も入り、入れ替わっていきます。こういった点で常に強く訴えていかなければならないということが一つ。それから

合わせて住民です。住民の方も被災した地域と被災していない地域で避難訓練等行っても、やはりその受け止め方の温度差というのがあります。これは被災していない地域の人も災害に遭遇する場面ってたくさんあるわけなので、市民一人一人にそういった危機意識を持ってもらう。あるいはその災害への対応という知識というものについて、興味・関心を持ってもらうということについては、まだまだ不十分だと感じています。それから今一番足りないものは、要援護者の方々に対する支援のあり方についても、まだ不十分です。やらなければならないことは、たくさんあり、これは恐らくこれで良しとすることは無いとは思いますが、100点を目指して常に前進していく。それがまさに我々が今回の和解を通じて、さらに私たちが、強めていかなければならないことだろうと思っています。

質問：47ページの今回の仙台高等裁判所の所見の中に、片桐さんの特別の貢献に具体的な慰労と慰霊の措置を執ることされている。和解金の48万9,500円とは違うかと思うが、これについては祈りのパークに設置される銘板であるとか。メッセージであるとか、そういったものをちゃんと保存するという。

野田市長：はい、それもあります。メモリアルパークや伝承館の中でこの防災センターの出来事というのはきちんと位置付けて、多くの方々にご理解いただけるようにしていかなければなりません。またそのことを決して忘れてはいけないということで、次の世代にもちゃんと引き継いでいくことになるかと思っています。合わせて、裁判所の所見がありますので、幼稚園から防災センターに避難して、そこで犠牲になられるわけですが、園児の命は助かっています。片桐さんだけというわけではないと思いますが、幼稚園の先生の皆さんが一緒になって園児の命を助けたと。その部分については貢献というものについては、我々も深く認識をしていかなければならないと思っています。幼稚園の先生方のお陰で、子どもたちの命は助かったということについては、我々もしっかり認識しています。

質問：そのあと貢献について、損害賠償の中でいわゆる金員を認めるという判断はなかったのか。

野田市長：そのことをこの裁判所の和解勧告の文面の中で、きちんと明示をするということになっていますので、ここで感謝の気持ちを伝えたいと思います。

質問：原告の方だけではなくて、多くの方が亡くなられている。今日配られた資料の中でも、行政の責任ということは記されてはいるが、改めて今回の和解を受けて、市長ご自身として、亡くなられた方々に対してどのような思いを持っているのか。

野田市長：本当に防災センターで、たくさんの方が犠牲になったということで、3.11が来る度に、あそこで慰霊の黙禱をさせていただきました。あその場所に立って手を合わせる度に、やっぱり亡くなられた方々の憤りと言いますか、悔しさとか悲しさ。そして特に残された遺族の皆さんの思いもまったく同じだろうと思います。そのことを考えますと、本当に言葉にならないわけですが、行政として先ほどもお話ししたが「もしかしたらこうしておけば、助かった命がたくさんあった」と考えると、行政としての責任は決して軽くはない。重く受け止めなければならぬと今でも思っています。公的施設を建てる場合の場所とか名前。その一つとっても、もしかしたら誰かの命を助けるかもしれないし。あるいはもうちょっと強く「ここは避難場所じゃない」と「避難場所はあそこだ」と「向こうに逃げた方がよい」などということ強く言っていれば、もしかしたら誰かの命が助かったのかもしれない。そんなことを考えると、本当に市としても悔しいわけです。二度とこうしたことを起こさないためには、どうしたら良いかということが、まさに我々の責任そのもの。未来に対する責任と齋藤先生がおっしゃられていましたが、まさに我々の責任はそこにあるんだと思っています。永遠に続くと思っていました。防災センターの慰霊は私は永遠に続くのだと。それと合わせて行政としての責任も永遠に続くと思っています。こ

のことを市の職員も肝に銘じて、そしてまた市民の皆さんもこのことを忘れず、市民としての責務もあると。行政だけではないと。市民一人一人のそういったところに防災士とかさまざまな資格を取るとか、あるいは災害に対応した避難の行動のあり方について、自ら考えると、あるいは避難訓練等に参加すると、いろいろな形で住民にとっても、行政だけでは全ての市民の命を守ることは出来ないわけです。守るために努力はしますが、これはやっぱり市民一人一人もそういったことを考えていかなければならないのではないかと思います。そういった意味で今回の行政の責任というのは、我々は強く受け止めますが、合わせて市民のみなさんも一緒になって、このことを忘れないで、次の世代に引き継いでいただければと思っていますところ。

質問：行政責任についてこれまで調査委員会から指摘されているが、今回裁判所という機関から、行政責任を指摘された重みや意味についてどのように考えているか。

野田市長：今回の和解ということで、裁判所から提案されたわけですが、裁判官からの文言と言いますか、大変私どもとしては、心に響く言葉でございます。もう1回繰り返しになりますが、「この裁判が、地域住民の命を守る行政としてのあり方を考える碑として、将来のために建設的な事実を残したい」という、裁判官からの和解勧告でした。この「命を守る行政としてのあり方を考える碑」という言葉が、大変印象深く受け止めています。この中に行政としての責任という部分もあると思っていますし、これが一つの碑として、釜石だけではなく、全国の行政を司る方々、また、多くの国民の皆さんに、こうしたことについてご理解いただければと思っています。そういった意味で行政としての責任というのは、釜石だけということではなく、碑としてこれを教訓として、残すという意味で、我々として受け止めたいと思います。

質問：和解を受け入れることになった理由は？

野田市長：当初から、決して裁判で勝つことを目的にしているわけではないので、出来れば遺族の皆さんの思いというのは、今回の原告だけではなく、たくさんいらっしゃるわけです。その一人一人のことを考えていくと、裁判で勝つとか負けるとかということよりも、そういった残された遺族の皆さんの思いとか気持ちに、ご理解をいただけるという形の方が、我々としては望んでいるところです。勝てば良いということではないと思います。そういった意味で、こうした和解勧告をしたという裁判官の思いも、我々の心に非常に響くものがありました。今回は、遺族の皆さんの思いと、裁判官の考え方、それについて我々も受け入れられる状況にあったということにつきると思います。このことによって遺族の皆さんにご理解いただけるのであれば、これはやはり最善の解決方法であると思いますし、これが後世に残される碑としての役目を果たすというのであれば、まさに我々が調査委員会報告書に明記されたものと同じ思いがあると思いますので。相通じるものがあると思いますので、我々としては和解の道を選んだということです。

質問：建設的な事実を残したいということで、和解が成立すれば、和解調書で内容が残ると思うが、誰でも閲覧できるようなものになるのか。あるいは建設的な事実を残すために、まだ何か動きはあるのか。

野田市長：ちょっとそこまでは。おそらくそれは誰でも見られるものになるだろうと思いますが、まだ和解したわけではないので。議案として出すということなので。議会の議決がどのようになるのか分かりませんし、また議会の議決で、これで良となったとしても、相手方がまたどのように考えて、多分今の考えでは、一緒になって和解に向けた歩みをしているわけですが、まだどうなるかは分かりません。我々としては、議会の議決をいただいて、相手方と交渉するという次のステップがありますから。まだまだそんなに道が目の前にあるわけではなくて、まだまだ道のりは遠いと思っています。ですからちょっと先の

話は出来ないと思います。

質問：防災センターの跡地に、祈りのパークだったり、建設が着々と進んでいますが、改めて多くの方が亡くなられた場所に、新しい施設を造るということで、未来に残すためにという面で、そういった祈りのパークとか、市民にとって、あるいは県民にとって訪れた人たちにどういう場所になってほしいなっているのがあれば。

野田市長：まさに今防災センターの跡地に建てる伝承館は、防災センターの慰霊とともに、そうでない釜石全体の方々の慰霊でもありますから。このことで全てということではないのですが。しかし、この鶴住居の防災センターの出来事というのは象徴的な出来事だと思っています。ですからこれは必ずその場所の中で、触れられなければなりませんし、先程お話しした碑という言葉のもっている意味というのは、まさにそういうことだろうと思っています。ですからメモリアルパークとか、伝承館というものを我々も大事にしながら、このことをきちんと発信し、後世に残していきたいと思っています。二度とこうした悲劇を起こさないためにはどうしたら良いのかということにつけるわけなので、まずはこうした出来事があったということをお伝えしながら、そこから市民の皆さん、あるいは県民の皆さん。そしてまた全国の国民の皆さんのお一人お一人が、そこからいろいろな教訓を得ていただければと思っています。

質問：11日に開会する市議会の定例会での議決の見通しはあるか。

野田市長：全く分かりません。

質問：今後の手続きとして、7月3日に正式な和解をしたいという。

市側：和解については、議会の議決事項になっているということで今回議案として提出しました。議決を得て、7月3日にもう一度皆さま・関係者・相手方が集まりまして、和解協議があります。そこでお手元に配られている和解調書のとおり、最終的に合意が得られれば、そこで和解成立ということになると思います。

質問：先程市長が一貫しておっしゃられたように、法的な責任は免れても、道義的な責任。今回だと行政的な責任については、職員の危機意識と。今回の課題の中では、それは市側の行政の反省が、法的なことだとして形となったのだと思います。その意味で、もし市が捉えているとしたら、今度原告側も、和解というのは両方が応じなければいけないので、原告側の気持ちに慮れば、やはりその裁判というのは非常に激しい形をとられている。今回はその賠償は一切求めずに、これで和解するというをお認めされてることは、市の将来に向けた教訓とかそういうものの市政を評価したと。そもそも原告側の気持ちもやはりあって初めて成立する和解だから、そのことについてどう思っているのかということ。それと市は一方でこの和解調書が出来上がって書面にすると、市にとっては大変な行政の将来に対する責任となる。約束の文書になると。そうすると住民に誤解を与えない防災施設の命名とか、避難訓練のやり方の見直しとかでも、例えば浸水可能性のある場所に避難施設は造らないというのも言っている。そういうことも約束として、行政責任が発生していく。特にこの最後のところは、子どもたちの一時避難。ここの小学校のこともありましたが、そういう意味では本当に。一番厳しくすべきは、職員の慢心。危機意識が無くて慢心があるのはそういうことでないのか。だから改めて、そういうところも含めて私の指摘がそういう理解でよいかということを確認したい。つまり約束の文書になるということか。

野田市長：そうですね。今回の裁判は、繰り返しになりますが、調査委員会の報告書を受けて、市としては市民の皆様にご迷惑をいたしました。我々としても責任があると。この責任は市民の命を守るために、可能な限り対応していくということについても、責任と捉えています。ですからその反省点・教訓として得られたものについては、きちんとやっていくと

ということについて、その時点で約束をしたと思っています。ただ裁判という形でまた今回こうした形になると、当時調査委員会が出されたものに対して約束した以上に、約束のもっている意味というのは、非常に大きなものが出てくるというのは理解しています。これも今まで以上に、もう一回この案件についてよく検討しながら、対応していくと。思いはまた更に一段と高まったと言っても過言ではないです。

質問：和解勧告を受けて、新たに追加事項というものはあるか。

野田市長：新たにということ言えば、多分遺族の皆さんにとって一番大事なことになると思うのですが、片桐理香子さんに対する敬意と言いますか、感謝と言いますか、子どもたちの命を助けた娘さんに対しての思い、そこの部分は強く出ているのではないかと思います。そこの部分は行政としての責任として、「これをやります」「あれをしなければならぬ」という話はずっとしてきているわけですが、改めてその亡くなられた理香子さんに対する御両親の思いの部分、ここは今回新たに入った部分ではないかと思います。ですから我々としてもその部分を改めて、子どもたちの命を救ってくれたであろうと。事実関係はちょっと分りませんが、少なくとも幼稚園から防災センターに、子どもたちと避難したわけですから。結果として子どもの命が助かったということを見ますと、おそらく津波の中で、子どもたちの命を守るために、いろいろと活動したのだということについて改めて、市としてもその行動について、感謝をしていかなければならないと思っていますし、その幼稚園の先生として、最後までその職責を全うしたということについて、市としても敬意を表したいと思っています。

質問：たくさんの方が犠牲になっているということで、資料55ページに「片桐さんだけを特別に取り上げることは難しいと感じている。」と文言があり、語り部が語りかけるというそういう形で伝えるという記載があるが、和解金の金額にしろ、今後こういう対策、慰霊のやり方、他の犠牲者への配慮というのはいはり考えながら、今まで協議を進めてきたというふうにあるのか。

野田市長：もちろん、我々は行政ですから。市民の皆さんが公平にと言いますか、平等にと言いますか。見ていかなければならないと思っています。原告だけということではないわけで、広くそういったことも考えながら、対応していかなければならないし、今もそうしているつもりです。

質問：今後、具体的な慰労と慰霊の措置の検討というところに記載があるが、どのように考えていきたいか。

野田市長：それは既にさっきお話したとおり、メモリアルパークとか、それから伝承館とか、さっきお話した語り部とかですね。今計画されているものがありますから、まずはきちんとそれを実行していく。その中で今回の防災センターの出来事についても、きちんと詰めていくということになるわけです。ですから片桐さんだけを取り上げるという、語り部さんのいろんなテーマがあると思いますが。それは市としては、全体を見ながらということになると思います。鶴住居でこういう事例があったということについては、これはいろいろと話が出るのではないかと思います。ただ遺族の皆さんの了解を得られればという話ですが。個人の名前を出すということについては、関係者の皆さんのご了解をいただきながら、きちんとお伝えしてくということになると思います。今後の展開については、まだ和解しているわけではないので、いずれきちんとした形で、和解がなされたり、もしかしたら裁判になるかもしれませんが、いずれその都度その都度、状況に応じながら対応していかなざるを得ないと思っていました。

質問：長期にわたって裁判が続いてきたが、和解の道筋がたったということについて、改めて市長の所感を。

野田市長：我々は訴えられている方なので、我々からどうのこうのと言うべきことではないと思いますが、いずれ和解の勧告がなされて、裁判所の考え方・思い、それと原告の考え方、そして我々の考え、これがあるところでお互いの理解がまとまりつつあるということです。この裁判で勝つとか負けるとか、そういうことについてはあまり。第1審では勝っているわけですから。法的責任という部分では、多分問われることはないと思っておりますが、勝つのが目的とは思っていません。亡くなられた遺族の皆さんの思いとか、そういったところに重きを置いたところで、お互いの理解が得られれば、これが一番良い解決方法だと思っております。そういった思いで裁判所の方から、「これを碑とすべきだ」と言われたことについて本当にあの、良い言葉だと思っておりますし、まさに我々が目指すべきところはそこにあるのだろうと思っておりますので。和解の道を選ばせていただいたというところで

《 6 月市議会定例会の付議事件について 》

質問：自立再建の宅地造成に関して、市議会の特別委員会で一部宅地の造成がまずいということで、住民の方々からでているがその対応について考えを示さなければいけないと思うが、その後どのように。

野田市長：そのことについて、先程補正予算の中に盛りさせていただいたところで。

市側：委員会で出た懸案事項に対して、これまでは民地内の工事費については、ご自身でという大原則として、説明してきたわけですが、そういった中でも、特殊なケースと言いますか、被災者側にとってやっぱり必要だという判断に至り、今回補正した。

質問：具体的にはどのようなスタイル。工事内容というか。

市側：中身については、市が造成した宅地内の高低差がある宅地、基本的には造成宅地はズラッとなっているのですが。その中でも僅かなケースで、宅地内の高低差が生じている箇所があります。そういったものの中に、擁壁工事を希望する再建者がいる場合に、それに対する経費の一部を補助するというのが1点。もう1つが、転落防止柵です。擁壁が増設されている団地が、200区画ほどありますので、その1m以上ですね。1m以上の高低差がある擁壁が設置されている宅地が、200程ありますので、そういった場合に、転落防止柵を設置する費用に関しまして、その一部を市の方で補助すると。それで3つ目としましては、以前から県の方にですね、県要望をしてきた事項でございますが。一番開業を経費に対しまして、県の補助制度がございますが。ただし区画整理区域は除くというような、例外がございます、それに対して拡充ということで要望してまいりました。ただその辺の外部造成工事も終盤に入ってきてまして、この際にです。それに合わせて市の方で単独の補助制度ということでございます。

野田市長：多分今の制度は、被災地では珍しい。あまりない制度だと思いますが。この間議会でも指摘されたとおおり、やはり自分が好んでいくだけではなく、割り当てられていくわけですから。ある人は全然お金かけなくとも家建てられるのに、ある人はフェンスを直さなきゃいけないとか、いろいろあるわけですよ。その不公平感というのはやっぱり大きいです。ただ1m。ある一定の基準を設けさせてもらって、そこは申し訳ない。本当は30cmとか40cm、そういう方にも必要だとは思っているのですが、そうすると大変な額になるので。申し訳ないけど1mというところで。ただ他の市町村ではまだやっていない制度なので。今後波及していくかもしれないですね。

《復興事業の進捗状況について》

質問なし

《尾崎半島林野火災復旧対策計画について》

質問なし

《釜石鶴住居復興スタジアムオープニングイベントについて》

質問なし

以上